

意匠法の問題圏 第8回

—— 保護対象 V 部分意匠②

京橋知財事務所 弁理士

(一社) 日本デザイン保護協会 意匠研究会 会員 梅澤 修

V 部分意匠(前号まで)

1. 部分意匠とは何か

- 1) はじめに
- 2) 『意匠審査基準』における部分意匠の解釈
- 3) 「位置、大きさ、範囲」(位置等)の評価の対立

V. 部分意匠

1. 部分意匠とは何か

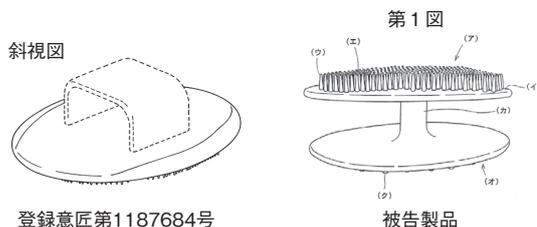
4) 裁判例にみる部分意匠の認定

①侵害訴訟における被告意匠の認定

部分意匠の意匠権侵害の裁判例を見ると、いずれも、登録部分意匠に対比する被告意匠(部分意匠)を、「被告製品」の全体意匠とは区別して認定している。裁判例では、被告製品に含まれる部分意匠の現実的な存在を直裁に認定しており、部分意匠の「実存」が肯定されているといえよう*1。

例えば、大阪地判平成17.12.15「化粧用パフ」(平16(ワ)6262判時1936号156頁、判タ1214号268頁) [図1] では、「イ号物件目録記載の物件(ゲルマニウムシリコンブラシ。以下「イ号物件」といい、その本体部分の意匠を「イ号意匠」という。)」とされている。そして「本件登録意匠は、意匠に係る物品の部分をもって意匠登録されているもの(部分意匠)であって、これと類似するイ号意匠はイ号物件の一部を構成するものにすぎない。」と説示している。また、東京地判平成25.4.19「サンダル」(平24(ワ)3162) [図2] では、「被告製品はサンダルであり、本件意匠に係る物品「サンダル」と同一であり、被告製品のサンダル台部分は、本件意匠の当該部分と同様の用途及び機能を有する。被告製品のサンダル台部分の位置、大きさ、範囲等は本件意匠とほぼ同一である

●図1 大阪地判平成17.12.15「化粧用パフ」



●図2 東京地判平成25.4.19「サンダル」



(以下、被告製品のサンダル台部分の意匠を「被告意匠」という。)」と説示し、続けて、「以上を前提として、部分意匠の類否について判断する。」と明記している(下線は筆者)。

②登録要件判断における引用意匠の認定

審決取消訴訟の裁判例で部分意匠の類否判断が問題となる場合、「引用意匠」については審決の認定を引用するだけで、裁判所が特に「引用意匠」を認定することはない。審決のほとんどが、「本願意匠に相当する部分」を、「以下「引用意匠」という。」

と認定している*²。部分意匠は、「物品の部分の形状、模様、若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるもの」と定義されるから、審決における「部分」との表現は、この定義を省略的に表現したもの、あるいは、「物品の部分に係る意匠」ないし「物品の部分の意匠」を省略的に表現したものであろう。

しかし、「部分」との表現は曖昧であり、「部分」が、直ちに「引用意匠」であるという言い換えは、やや論理的に無理がある。したがって、裁判所が引用意匠を認定する場合には、「本願部分意匠が意匠登録を受けようとする部分に相当する部分、すなわち、当該物品の両袖の部分の意匠である。」と説示しており（知財高判平成18.7.18「スポーツ用シャツ」平18(行ケ)10004）、補足的に「物品の部分の意匠」であることを明記していると解される。

上記、東京地判平成25.4.19「サンダル」事件では、引用意匠について、明確に部分意匠として認定している点が注目される。被告の抗弁である「公知意匠による新規性欠如」の無効理由(意3条1項3号)についての判断で、裁判所は、引用意匠の認定についても、刊行物に開示された全体意匠から本件意匠に相当する「部分意匠」を抽出し、引用意匠を特定している。すなわち、「……刊行物であり、そこに開示されている意匠(乙1意匠。スリッパ全体の意匠)の本件意匠の当該部分に相当する部分(乙1という「足底部材」)の意匠(……以下、「乙1サンダル台部分の意匠」という。))」と認定している。

以上のように、部分意匠の登録要件判断における引用公知意匠(対比意匠)の認定も、被告意匠の認定と同様に、公知製品(公知資料)において実存する「部分意匠」を抽出して認定すべきである。

*1 詳細は、拙稿「造形デザイン」の知財判決紹介(9)「サンダル」事件—部分意匠の類否判断における対比意匠(被告意匠)の認定—(特許ニュースNo.13605、H25.11.22)参照。

*2 なお、審決が「部分の意匠」を「引用意匠」として認定しているものは、知財高判平成21.3.25「人形」平成20(行ケ)10402と知財高判平成22.7.7「呼吸マスク」平成22(行ケ)10079だけである。詳しくは、拙稿前掲参照。

5) 部分意匠における「物品」の意義

①「物品」に関する出願形式説と実存説

(ア) 出願形式説の解釈

平成10年改正当初は、「部分意匠の意匠権は、同一又は類似する物品に関する意匠の一部が当該部分意匠と同一又は類似する場合に、その効力が及ぶ。」とされ、「部品に関しては、その部品を含む完成品に効力が及ぶものとされており、部分意匠も部品とほぼ同様に扱う。」ことを予定していた*³。しかし、その後、『意匠審査基準』では、部分意匠の「認定」を以下の4つの点に関して行うとし、「①意匠に係る物品」「②部分の用途及び機能」「③位置等」「④部分の形態」を明確に分節して挙げるようになる*⁴。そして、公知の意匠と部分意匠(出願意匠)との類否判断においては、「①意匠に係る物品が同一又は類似」であること、および、「②部分の用途及び機能が同一又は類似であること」が、両意匠が類似する条件とされた*⁵。部品は従来から「物品」と認められており、部品意匠は通常の全体意匠である。したがって、部品意匠と部分意匠とは「意匠登録を受けようとする方法・対象が異なる出願」であり、出願形式が異なる意匠と解されるようになった。

部分意匠の定義において、物品概念の変更はなく、その他の形状等の概念についても変更はない。したがって、部分意匠の類否判断も、基本的には「通常の意匠(全体意匠)の類否判断」と同様であり、意匠法24条2項の規定によって、「需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行うもの」である*⁶。それゆえ、従来と同様に、意匠が類似する前提として、「物品の類似」が要件となり、原則として「全体意匠と同様に物品が異なれば類似する意匠とはならない」と解説される*⁷。『意匠審査基準』では、「意匠は、物品と形態が一体不可分のものであるから、部分意匠の意匠に係る物品と公知の意匠の意匠に係る物品とが同一又は類似でなければ意匠の類似は生じない」としている*⁸。この判断基準は、「可撓伸縮ホース」事件最高裁判決の「法三条一項により登録を拒絶するためには、まずその意匠にかかる物品が同一又は類似であることを必要とし、更に、意匠

自体においても同一又は類似と認められるものでなければならぬ。」との説示に基づく*9。

部分意匠の類否判断において「意匠に係る物品」の類否が前提となると解する理由は、意匠とは「物品(物品の部分)の形態」と定義されるからであるが、加えて、「意匠について実施とは、意匠に係る物品の製造…」と規定されており(意2条3項)、意匠権は、「意匠に係る物品」によって画定されると解されることもその理由と思われる。『意匠審査基準』では、部分意匠の意匠権について、「権利の客体となる意匠に係る物品は、当該グリップ部分を含む「カメラ」である」とし、部分意匠の「意匠に係る物品」が意匠権の範囲を画定するとする*10。佐藤氏も、「要部タイプの考え方によると、意匠の権利は物品によって区切られることを前提としている」と指摘する*11。

出願形式説(要部タイプ)では、被告意匠は、被告製品の全体意匠と解される。登録部分意匠(カメラのグリップ)と被告製品全体意匠(カメラ)とが、『意匠審査基準』に規定する部分意匠の類否判断の手法によって対比され、類否判断される。部品意匠(グリップ)の場合は、被告製品(カメラ)の全体意匠との利用関係を考慮する必要がある。しかし、部分意匠(カメラのグリップ)の場合は、登録部分意匠と被告製品全体意匠が対比され、類否判断されるから、被告製品(カメラ)の全体意匠との「利用関係」を考慮する必要はないことになろう。

(イ) 実存説の解釈

上記出願形式説に反して、裁判例では、被告製品から登録部分意匠に相当する「被告部分意匠」を抽出し、その被告部分意匠が登録部分意匠に類似するか否かの判断を行っている。これは、部分意匠を「出願形式」ではなく、部品意匠と同様に、物品全体の意匠から独立し実存する「物品の部分の形態」と捉えているからと思われる。

たしかに、日本の意匠法は、明治21年意匠條例から現在まで、「物品」に関する形態の創作を保護することを目的としている*12。また、意匠はアイディ

ア(情報)であるが「物品の形態」すなわち「物品と一体となった形態」を意味し、その形態は、抽象的なモチーフではなく、物品の用途および機能の意味を持った形態である*13。同様に、部分意匠の形態も、「物品の部分の用途及び機能」の意味を持った形態である。しかし、実存説的にみれば、それは「部分の」用途及び機能であって、部分意匠にとって、意匠に係る物品は直接的な意義を有しない。部分意匠における意匠に係る物品の意義は、全体意匠における意匠に係る物品の意義と同等ではない。

佐藤氏は、部分意匠の類否判断において、「物品の一部を対象とする部分意匠では、物品の「全体」を見比べるという基礎が存在しない」と指摘し、「権利主張されている「部分」が使用されていれば、それがどのような部位に用いられていようと、権利範囲に入るとする立場(権利対象となっている「部分意匠」と、第三者の実施物品のそれに相当する部分だけを見比べる立場)」、すなわち「独立タイプ」の考え方を支持している*14。この考え方は、実存説と共通すると思われる。「部分だけを見比べる」ということは、意匠登録を受けようとししない部分(破線部)をほとんど考慮しないということである。これは結果的に、「意匠に係る物品」全体についてはほとんど考慮せず、「部分の形態」の創作内容に着目することを意味する。前回参照した裁判例「遊技機用表示灯」事件(知財高判平成25.6.27平24(行ケ)10449)では、「部分意匠に係る部分及び物品の各用途若しくは機能並びに部分意匠に係る物品における部分意匠に係る部分の位置、大きさ及び範囲を参酌することを要するとしても、……これらを部分意匠の構成それ自体に含めることは、……構成の特定方法としては相当でない。」と説示されているように、部分意匠における「意匠に係る物品」は、その「位置等」と同程度の参酌事項と解される。

そうすると、「自転車のハンドルの形態」について、「自転車」のハンドル部分意匠として意匠登録を受けた場合と、「自転車用ハンドル」の部品意匠として意匠登録を受けた場合とで、その意匠権の効力に大きな相違はないことになる。吉原氏は、部分意匠

と部品意匠とでは、「意匠に係る物品の相違」があるとはいえ、差止請求は「実質的にかわりはない」、また、損害賠償についても、部分意匠の場合も寄与率を考慮すると、「結局同じ結果になる」と指摘している。なお、部分意匠については位置等が類否判断において考慮される場合があり、「部品として意匠登録を受けた方が権利の及ぶ範囲は広がる」と指摘しているが、前回検討したところでは、部分意匠においても「位置等」に重きが置かれるケースは少ないと解され、部分意匠と部品意匠とで意匠権の効力はほとんど変わらないと思われる*15。

部分意匠の意匠権が部品意匠とほとんど変わらないとすれば、部分意匠とそれを包含する全体意匠とは、いわゆる「利用関係」（意26条）となる。吉原氏は、「部分意匠の場合には、全体意匠と物品が同一であって、物品の一部の意匠を対象とするものであるから、利用関係を生じ易い」とし、「部分意匠が先願、先登録であって、部分意匠を取り込んだ全体意匠が後願のときは、全体意匠は部分意匠の利用となり、部分意匠権者の許諾を得なければ、全体意匠を実施することはできない。」*16と指摘している。したがって、「自転車のハンドル部分について部分意匠の登録を受ければ、自転車の他の部分の形状がどのようなものであっても、その部分意匠のハンドルを用いている限り、部分意匠の実施となる。」*17と述べている。この意匠権侵害が成立する場合、自転車全体意匠は、自転車のハンドルの部分意匠を利用する関係と解される。

ただし、部品意匠の場合、その部品が全体のほとんどを占めるときは、利用関係を論ずる前に、両意匠が類似すると判断される場合もあろう。同様に、全体意匠のほとんどの部分を占める部分意匠の場合も類似と判断されると思われる。田村氏も、部分意匠と全体意匠との間で、類似関係の成立する場合と利用関係の成立する場合があることを指摘している。すなわち、「部分意匠の創作的な特徴が物品全体においても要部を占めている場合には類似性を肯定する（23条本文）…そうでない場合にも、全体意匠は他人の意匠登録にかかる部分意匠を利用する意

匠であるということで、侵害を肯定することができよう（26条参照。）」と指摘する*18。

なお、部分意匠の侵害事件の裁判例では、利用関係に言及したものはない。前記のように、登録部分意匠と対比すべき被告意匠（部分意匠）を被告製品から抽出認定し、両意匠が類似すれば、意匠権侵害を肯定している。被告製品の全体意匠が意匠登録を受けていなければ、意匠法26条で規定する利用関係ではないから、利用関係への言及はないのであろうか。しかし、被告製品の全体意匠の一部に、登録意匠に類似する被告部分意匠が包含されているという関係は、実質的に利用関係といえよう*19。

②類否判断における「物品」の意義

意匠の類否の前提として、「物品の類否」を「形態の類否」と別個に判断することには批判がある。例えば、牧野氏と清永氏の論説を引用して、山田氏は次のように指摘する。すなわち、「意匠権の効力について定める法23条並びに登録意匠の範囲及び意匠の類否について定める法24条にも、物品の類似については規定されておらず、意匠権侵害の要件とはされていない。」ことから、「…「意匠の類似が需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて判断されるものであるならば、物品の類似性を意匠の類似性の前提要件として考えるべき理論的必然性はなく、意匠権の保護範囲を画する意義をもたない。」との指摘（牧野利秋「意匠法の諸問題」ジュリスト（No.1326）2007.1.1-15、92～93頁）もあり、実際の裁判例でも、意匠類否の判断の一要素（清永利亮「意匠の類否」牧野利秋編・裁判実務体系9工業所有権訴訟法（1985年）406頁）として理解しているのではないかと思われる。」と指摘する*20。また、峯氏は、「物品が非類似であっても意匠として類似するものと見るべき場合も存在する。」と指摘する*21。

遡ってみれば、高田氏も、意匠の類否は「物品の類否」を前提とすることを原則としているが、例外も認めていた。すなわち、「一般的には、……非類似物品としてあつかわれているものであっても、形状等によっては、用途のみならず機能も接近してき

て、物品名から見れば、一般的には類似物品または非類似物品といわなければならないが、形状等からして具体的にはほとんど同一物品といわねばならない場合も生ずる、「例えば、徳利と花びん、包装用さらと食卓用さら、魔法びんと魔法びつ、菓子器と食卓用果物ばち等の間に」生ずるとしていた*22。また、「部品は原則として非類似物品と見るのであるが、完成品の主要部分をなしているようなものは類似物品と見ることがある（例えば乳母車の車体と乳母車、ラジオ受信機とラジオ受信機用キャビネット）。また生地物と完成品とが通常の状態において平面である場合には類似物品と見る（例えば敷物地と敷物、マフラー地とマフラーの如きもの）」と解していた*23。

以上の学説等によれば、意匠が類似するためには、「意匠にかかる物品が同一又は類似であることを必要」とするとしても、しかし、具体的な物品の形態をはなれて抽象的に「物品」の類否を判断すべきではないと思われる。意匠の「形態」とは別個に「物品」の類似があらかじめ決まっているのではなく、高田氏が例示しているように、当該意匠の形態を考慮して当該意匠に係る「物品」の類似を判断すべきである。その「物品」は、具体的な形態を有する物品であり、その具体的な物品の「用途及び機能」が考慮されなければならない。

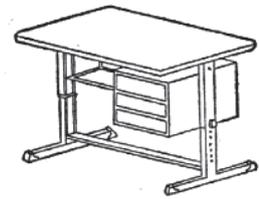
したがって、「物品の類否」は「形態の類否」と関連があり、意匠の類否判断においては、一体的に総合して判断されなければならないことになる。「意匠に係る物品が類似し、かつ、意匠(形態)が類似すること」が必要であるとの捉え方(可撓伸縮ホース事件最判)は、以上のような、意匠創作内容を踏まえた総合的な類否判断を、「物品」と「意匠(形態)」とにやや分節的に捉えたものであり、その真意は、意匠の創作内容が、抽象的な形態ではなく、「物品の用途及び機能」に意味づけられた「意匠(形態)」の創作であるという点を強調したものと解される。

③意匠権侵害における「物品」の意義

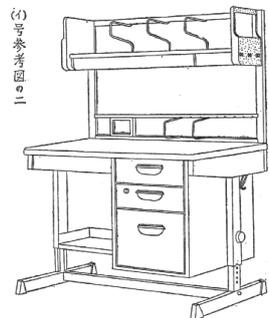
意匠権侵害における「利用」に関する基本的裁判

例とされる「学習机」事件[図3]*24では、登録意匠「机」と被告製品「学習机」（書架付き机）の意匠が全体としては非類似でも、被告製品において「登録意匠又はこれに類似する意匠の全部を、その特徴を破壊することなく、他の構成要素と区別しうる態様において包含」すれば、すなわち、いわば「全部包含関係」があれば、利用関係が認められ、意匠権侵害が肯定されている。したがって、登録意匠の意匠に係る物品(自転車ハンドル)と非類似の物品(自転車)にも意匠権が及ぶ場合があり、登録意匠の「意匠に係る物品」は、意匠権の範囲を画するものではないことになる。

●図3



登録意匠第284774号「机」



被告製品「学習机」(イ)号

茶園氏は、「完成品の部品部分の意匠の実施が部品の意匠の実施と同視しうる場合には、完成品の部品部分の意匠と部品の登録意匠が同一又は類似であることに基づいて利用関係による侵害が成立する」とし、その場合「意匠に係る物品が異なることは、この利用関係の成立を妨げるものにはならない」と指摘し、「完成品の意匠において部品部分の意匠が他の部分と区別しうる態様において存在している場合には、部品部分の意匠の実施は部品の意匠の実施と同視すること」ができるとしている*25。

上記「学習机」事件判決では、「意匠の利用とは、……この意匠を実施すると必然的に他の登録意匠を

実施する関係にある場合をいう」と説示されている。意匠について「実施」とは、意匠に係る物品を製造等する行為である（意2条3項）。したがって、利用関係（全部包含関係）がある場合、被告製品「学習机（書架付き机）」を製造等する行為は、必然的に、登録意匠に係る物品（机）を製造等する行為になる「関係」である。利用関係があれば、登録意匠に係る物品に限定されず、異なる物品についても意匠権侵害が肯定されると解される。

峯氏は、「利用関係が成立する場合は、侵害事件において、イ号意匠の実施において登録意匠の実施（製造・使用）が行われている、と評価しうると思われ、「利用」概念を用いなくとも侵害が成立するといえる」とし^{*26}、「対象となる意匠の中に原告の登録意匠が存在していれば「侵害」であり、「侵害」であることの根拠として26条を持ち出すまでもない」と指摘する^{*27}。「学習机」事件判決も、「意匠の利用関係の有無は、双方の意匠が全体観察においては非類似であることを承認しつつ、一方の意匠中に他の登録意匠の全部が包含されているか否かを問題とするものであるから、その判断は、一個の意匠を構成する一部が登録意匠全部と同一又は類似であるかを検討することによってなされるべきことはむしろ当然である。」と説示する。したがって、意匠権侵害の成否は、登録意匠及びこれに類似する意匠が、被告製品意匠に「全部包含」されているか否か、被告製品において実存するか否かである。

なお、登録要件の類否判断においても、公知資料（製品）から引用意匠を特定する場面では、公知資料（製品）において引用意匠が全部包含されているか否か、引用意匠の実存が問題となると思われる。

④部分意匠における「物品」の意義

(ア)「物品の用途及び機能」と「部分の用途及び機能」

部分意匠に関する「用途及び機能」には、「意匠に係る物品の用途及び機能」と「部分の用途及び機能」が考えられるが、部分意匠が実在するものとするれば、「部分の用途及び機能」に重点があると解される。

「遊技機用表示灯」事件（知財高判平成平成25.6.27）の知財高裁は、「部分意匠においては、部分意匠に係る部分の機能及び用途を考慮するとともに、その考慮に当たり、部分意匠に係る物品の有する機能及び用途との関係において当該部分がどのような機能及び用途を有するものであるかとの観点を離れることはできない。」また、「部分意匠に係る部分の機能及び用途を確定するに当たっては、破線によって具体的に示された部分意匠に係る物品の形状等を参酌することになる。」と説示している。これによれば、「部分意匠に係る部分の機能及び用途」を主たる「考慮」事項とし、「物品の機能及び用途」や「破線部」は「部分の機能及び用途」を考慮するに当たり参酌すべきものと解される。部分意匠の創作内容を特定する主たる情報は、「部分の形態」（部分意匠の構成）に係る「用途及び機能」である。「意匠に係る物品」や「位置等」は、当該「部分の用途及び機能」を特定するために「参酌される」情報であり、副次的な意義しかないと思われる。

これとは逆に、加藤氏は、「物品の部分は、形態が存在する場所の概念であり、それ自体、取引されるものではなく、競争関係とは、関係ない。……物品についてこそ、用途・機能を問題とすべきである。このように解すると、「物品部分の用途・機能」という概念は、不要」と指摘する^{*28}。しかし、部分意匠の実質的な権利の効果は部品意匠と同じであり、利用関係にある意匠権侵害では意匠に係る物品は権利範囲を画するものではないこと、被告製品の製造等は必然的にその一部に包含される部品意匠や部分意匠の実施であることを考慮すると、「物品」ではなく「部分の用途及び機能」を中心に部分意匠の内容を特定すべきであろう^{*29}。

登録事例をみると、通常の全体意匠の場合は、非類似とされる「物品」間において、関連意匠の意匠登録を認めていると思われるものがいくつか散見される。「意匠に係る物品」に縛られず、実質的な部分意匠の創作内容（部分の形態の美感）を評価したものであると思われる【図4】。

● 図4 登録事例

「飲食用スプーン」と「飲食用フォーク」の柄部分



意匠登録第1096090号

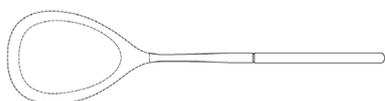


1099902号

「飲食用フォーク」と「飲食用スプーン」の柄部分



1327562号



1328020号

「デジタルスチルカメラ」と「携帯電話機」とが、「アイコンとカーソルの部分意匠」として関連となっている



意匠登録第1373669号「デジタルスチルカメラ」



意匠登録第1391806号「携帯電話機」

(イ) 部分意匠における利用関係

実存説では、部分意匠は全体意匠の一部に包含されると解される。全体意匠は部分意匠を「全部包含」する関係にあり、利用関係にある*30。

茶園氏は、「登録部分意匠の場合の利用関係については、部品・完成品型の利用関係と類似しているが、意匠に係る物品が異ならず、また、登録部分意匠は物品の部分に係る意匠として公示されるものであるため、いかなる意匠権との関係で侵害が問題となるかについての第三者の予見可能性に配慮する必要はない。そのため、登録部分意匠の場合の利用関係の成立には、部品・完成品型の利用関係とは異なり、全体意匠において他の構成要素と区別しうる態様で包含されているという必要はないであろう。」と指摘する*31。ただし、「他の構成要素と区別しうる態様で包含されている」こと（全部包含関係）は、部分意匠においても必要と思われる。吉原氏が指摘するように、「部分意匠に係る部分が全体意匠の中に取り込まれて、全く別の美感を生じるに到った場合」も考えられる*32。また、「プーリー」事件(知財高判平成19.1.31平18(行ケ)10317)の場合のように、公知意匠における「本件相当部分は、本件相当

部分と他の部分をと直ちに視覚的に区別するものがなく、すなわち明確な「一定のまとまり」がなく、「視覚上認識することができない」ということもある*33。このような場合は、部分意匠でも利用関係は成立しないと思われるからである。

部分意匠が、物品全体意匠と同様に「実存」する意匠であるとするれば、通常は、全体意匠と部分意匠は非類似であって、全体意匠の一部に包含される関係にあり、「利用関係」が生じると解される。意匠登録出願の「意匠に係る物品」の欄の記載が共通するとしても、全体意匠と部分意匠とは利用関係で整理されるべきものである。例えば、「自動車」の（前照灯外側）部分意匠(ア)と、「自動車」全体意匠(イ)とは利用関係で整理される。また、その同じ「自動車用前照灯」の（外側）部分意匠(ウ)は、「自動車用前照灯」部品全体意匠(エ)と利用関係である。そして、その「自動車用前照灯」の（外側）部分意匠(ウ)が、「自動車」全体意匠(イ)に利用される場合も考えられる。その場合も、意匠(イ)において部分意匠(ウ)が「全部包含」されているならば、利用関係を認めるべきである。

(ウ)「部分意匠」と「部品意匠」との関係

「自転車のハンドル」や「(書架付き機の) 机」の形態については、部品意匠として意匠登録を受けることも、「自転車」や「書架付き机」の部分意匠として意匠登録を受けることもできる*34。意匠権の効力は、利用関係を考慮すると、いずれの場合もほとんど変わらない*35。

実存説は、部分意匠と全体意匠とが類似する場合があります。意匠法9条の適用があると解する。「書架付き机」の机部分の部分意匠と「書架付き机」全体意匠とは、書架の形態が両意匠の要部とならないような場合は、類似することとなろう。同様に、「書架付き机」の机部分の部分意匠と「机」意匠(部品意匠)とが類似することもあると思われる。

これに関して、吉原氏は、「自転車」のハンドル部分の部分意匠と「自転車ハンドル」の部品意匠の事例を挙げて、「同日に部分意匠と部品意匠が出願された場合……物品が異なるので非類似の意匠であり、双方が登録されることが起り得る。その場合、双方共に実施が可能であると解されるので、事実上二重登録の結果となる。」ことを「問題」と指摘している*36。しかし、先に見たように、意匠の類否は、「意匠に係る物品」だけで画定されるものではない。意匠における「物品」は、「形態」と一体的に理解されるべきであり、類否判断は「物品」と「形態」を総合的に判断しなければならない。また、「意匠に係る物品」は、権利範囲を画するものでもない。したがって、通常は「意匠に係る物品」が全く異なる意匠と解される場合でも、「部分の形態」の美感が「部品の形態」の美感と共通する場合は、両意匠が類似することもあると解される。両意匠が「二重登録」となる場合は、意匠法9条の規定により調整されるべきものと思われる。

- * 3 『工業所有権審議会意匠小委員会報告書—デザイン創造時代へ向けて—』(平成9年)「§3制度見直しの具体的内容」18頁
- * 4 『意匠審査基準』(71.3) 83頁-84頁
- * 5 『意匠審査基準』(71.4.2.2.1) 92頁。なお、部分意匠の認定の各要素「(1)から(4)」についての共通点及び差異点を意匠全体として総合的に観察して、それらが両意匠の類否

の判断に与える影響を評価することにより行う。」(93頁)と規定されており、「意匠に係る物品」や「部分の用途及び機能」が個別に分離されて判断されるものではないと解される。

- * 6 裁判例でも、「部分意匠についての類否判断も、基本的には通常の意匠(全体意匠)の類否判断と異なるところはないものと解するのが相当である。」と説示したものがある(知財高判平成18.7.「スポーツ用シャツ」平成18(行ケ)10004)。
- * 7 牧野利秋編『実務解説 特許・意匠・商標』(青林書院 2012年)「67部分意匠の保護」[永芳太郎]
- * 8 『意匠審査基準』(71.4.2.2.1) 92頁
- * 9 最判昭和49.3.19「可撓伸縮ホース」昭45(行ツ)45民集28巻2号308頁。なお、「意匠自体」とは、「形態」を意味すると解される。
- * 10 『意匠審査基準』(71.4.2.2.1) 92頁
- * 11 佐藤恵太「部分意匠の権利範囲に関する覚書」『知的財産と現代社会(牧野利秋判事退官記念)』(信山社 1999年)693頁
- * 12 拙稿「意匠法の問題圏 第3回」DESIGN PROTECT 2012 No.94 Vol.25-2、10頁、および、「意匠法における登録要件と権利範囲(歴史と各国比較)(上)(下)」(AIPPI(2014) Vol.59 No.1、2) 42頁および143頁参照。
- * 13 拙稿前掲14頁参照
- * 14 佐藤前掲692-693頁
- * 15 吉原省三「部分意匠の問題点」『知的財産と現代社会(牧野利秋判事退官記念)』(信山社 1999年)118頁参照。
- * 16 吉原前掲119頁
- * 17 吉原前掲117頁
- * 18 田村善之『知的財産法〔第4版〕』(有斐閣 2006年)352頁。
- * 19 利用関係と被告意匠の認定については、拙稿「意匠法の問題圏 第6回」DESIGN PROTECT 2012 No.98 Vol.26-2、36-38頁、および、「顕微鏡事件:部分意匠、および形状意匠の意匠権の効力〔下〕」特許ニュースNo.12716(平成22.4.2)参照。
- * 20 山田真紀「知的財産訴訟の実務(7) 第5 意匠権侵害訴訟」法曹時報59巻11号(2007年)209-210頁
- * 21 寒河江・峯・金井編著『意匠法コンメンタル〔第2版〕』(レクスネクシス・ジャパン2012)[峯唯夫]131頁
- * 22 高田忠『意匠』(有斐閣 1969年)142頁
- * 23 高田前掲138頁
- * 24 大阪地判昭和46.12.22「学習机」昭45(ワ)507号(無体裁集3巻2号414頁、判タ275号376頁、高部眞規子・別冊ジュリスト『商標・意匠・不正競争判例百選』(56)114頁))
- * 25 茶園成樹「意匠の利用について」知的財産法研究2003-12-No.129、7頁。同旨指摘として、茶園「物品の相違と意匠の類否」<減速機付モーター事件>『知的財産法最高裁判例評釈大系〔Ⅱ〕意匠法・商標法・不正競争防止法』(青林書院 2009年)125頁、茶園編著『意匠法』(有斐閣 2012年)217頁
- * 26 寒河江・峯・金井前掲431頁
- * 27 峯唯夫『ゼミナール意匠法〔第2版〕』(法学書院 2009年)130頁
- * 28 加藤恒久『部分意匠論』(尚学社 2002年)226頁
- * 29 「出願形式説」の立場からは、次のように「意匠に係る物品」

が重視される。「部分意匠がその部分のみの意匠ではなく、④の要件（位置等）のように当該部分以外の残部の影響もあると理解する限り、それは当該部分以外も包含した全体意匠の一種との理解と親和的であろう。そうであるとする、部分意匠の物品としては、その全体に係る物品を想定することとなる。」（青木大也「部分意匠の類否に関する一考察」同志社大学知的財産研究会編著『知的財産法の挑戦』（弘文堂 2013年）195-196頁）

*30 藤本氏は、「部分意匠の場合には前記部品意匠よりもさらに利用の問題が多く発生すると思われる。すなわち、部分意匠が登録された場合にその部分意匠をそっくりそのまま包含した全体意匠が実施された場合には、部分意匠権の直接侵害として論じられる一方、全体意匠の形態との関係から意匠法第26条の利用関係が成立する場合がある。この利用関係の成否については、基本的には従来の部品の意匠と部品が組み入れられた全体意匠との関係と同様である。」と指摘する（藤本昇「意匠の使用態様と意匠の利用の成否論」〔銀用背金事件〕『判例意匠法』（1999年発明協会）413頁）。

*31 茶園前掲7-8頁

*32 吉原前掲117頁

*33 「ブーリー」事件については、拙稿「意匠法の問題圏 第7回」DESIGN PROTECT 2014 No.101 Vol.27-1、18-19頁参照。

*34 なお、吉原氏は、「部品は同時に物品の部分であるかという、必ずしもそうであるとはいえない。たとえば、ボルト、ナットのようなものは、他の物品の一部に用いるものであっても、それ自体独立の物品といえる。」（吉原前掲111頁）と指摘するが、ボルトのような汎用的な部品であっても、特定の「物品の部分」とする場合は、部分意匠の登録が可能であろう。

*35 吉原前掲118頁

*36 吉原前掲116頁。森本氏も同様に、「部品意匠（完成品意匠の一種と観念される。）と部分意匠とが類似関係となる場合が生じるのは必然であり、そのような類似関係にある両意匠について、別個に登録をしてそれぞれに独立した意匠権を発生させることは、一物一権主義の原則に反することになるので、避けなければならない」と指摘をしている（満田重昭＝松尾和子編『注解 意匠法』（青林書院 2010年）〔森本啓司〕143頁）。

は、「部分の形態」の意味（意匠創作内容）を認識する限りで参酌され、その参酌は、部品意匠における使用状態参考図の参酌と同じ程度と解される。また、一般的に、類否判断における「意匠に係る物品」は「物品の形態」と一体的に総合的に判断すべきものであるが、加えて、部分意匠の場合は、「部分の用途及び機能」が主たる考慮事項であり、「意匠に係る物品」の参酌は副次的となる。

部分意匠と全体意匠とは、通常非類似となるが類似する場合もあると解される。したがって、部分意匠と全体意匠の出願同士においても、意匠法9条の適用をすべきである。なお、非類似として登録される場合は、利用関係（意26条）の可能性はある。

一般に、被告製品の意匠とその部品の登録意匠とが利用関係にある場合には侵害が認められる。ここでは登録意匠の「意匠に係る物品」は、侵害製品の範囲を画するものではない。登録意匠を全部包含し、登録意匠を実施していると評価される製品の製造等は、意匠に係る物品が異なる場合でも侵害となる。それゆえ、部分意匠の場合も、登録部分意匠及びこれに類似する意匠を「全部包含」している製品は、侵害製品となる。侵害で問題となるのは、登録意匠と同一又は類似する部分意匠（被告意匠）が、被告製品に実存するか否かである。

同様に、新規性の登録要件判断で問われるのは、出願意匠と同一又は類似する部分意匠が、公知資料（製品）に包含されていると視認されるか否か、すなわち、そこに実存するか否かである。

（つづく）

6) まとめ（部分意匠の実存説）

以上検討したように、部分意匠は、「物品の部分の形態」であって「物品の形態」と同様に実存すると解される。部分の形態は、それ自体が「視覚を通じて美感を起こさせる」一つのまとまった客体であり、単なる「出願形式」と解すべきではない。そうすると、物品全体の意匠と、当該物品の部分意匠との関係は、当該物品の部品意匠との関係とはほぼ同様の関係と解される。

部分意匠の類否判断において、破線部や「位置等」